

# 令和5年度 若者女性に選ばれるモデル企業創出事業 募集要項

## 1 趣旨

若者女性の社会減対策として、女性の活躍促進に向けた取組を進めたいがノウハウ不足の課題を抱えている、企業内で取組が定着しないなど、課題を抱えている県内の企業や団体等（以下、「モデル企業」という。）に対し、社会保険労務士やキャリアコンサルタント等（以下、「アドバイザー」という。）の専門家を派遣し、モデル企業の課題に応じた支援を行うことにより、若者女性が働きたいと思えるモデル企業を創出することを目的とするもの。

## 2 対象企業

女性活躍推進により優秀な人材の確保やイメージアップにより企業価値を高めたい岩手県内の企業等 10社

## 3 事業内容

- ・ 県が派遣するアドバイザーが、訪問（オンラインを含む）に加え、電話やメール等で相談対応を行いながら、モデル企業における女性活躍の実践から定着を伴走支援するもの。
- ・ 令和5年度は、2回の訪問を予定しているもの。
- ・ アドバイザーの派遣経費（謝金・旅費）は県が負担する。
- ・ 本事業の効果を他の県内企業へ波及させるため、県はモデル企業と協議の上、事業実施期間中のモデル企業における女性活躍促進に向けた取組のプロセスや成果の全部又は一部について、マスコミやWEBサイト（県のホームページ「いわて女性の活躍応援サイト」、「シゴトバクラシバ IWATE」、ふるさといわて定住財団のホームページ等）を通じて公表し、モデル企業のイメージアップやPRを兼ねるものとする。
- ・ 具体的な伴走支援の内容は、以下の例のとおり。アドバイザーが初回訪問時にヒアリングを行い、モデル企業の課題や取り組みたい内容に応じて支援内容を提案する。

課題等（例）	支援内容（例）
人材確保のため、えるぼし認定を取得したい。 ステップアップ 女性登用	制度説明、現状分析、スケジュール策定、具体的な計画・目標策定への助言等。
優秀な人材の確保やイメージアップにより企業価値を高めたい 方針・取組体制の整備	一般事業主行動計画（女性活躍推進法）の策定や、いわて女性活躍認定企業の認定に向けた助言等。
働きやすい職場環境づくりに取組みたいが、ノウハウ不足である。 両立支援 働き方改革	業務内容と社員ニーズを踏まえた休暇制度の見直しに向けた助言等。
いわて女性活躍認定企業の認定取得やイクボス宣言をしているが、社員に定着していない。 職場風土	社員研修講師として、アンコンシャスバイアスマネジメント、ハラスメント防止等について講演等。

#### 4 応募要件

次の(1)から(3)までの要件をすべて満たすこと。

- (1) 県内に本社または主たる事業所を置く企業、個人、法人及び団体であること。
- (2) 女性の活躍促進に向けた取組を進めたいがノウハウ不足の課題を抱えている、取組を進めているが企業内で定着しないなど、課題を感じていること。
- (3) 次のア～オに該当していないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）

ウ 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者。

エ 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している。

※ なお、県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があります。

オ 労働関係法令等に違反する重大な事実がないこと。

#### 5 応募方法

応募用紙（別紙様式）に記入のうえ電子メール又は郵送にて提出のこと。

※ 応募用紙のデータは県ホームページから入手できます。

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/seishounendanjo/1004930/1066203.html>

##### 【提出先】

E-mail AC0006@pref.iwate.jp

郵送先 〒020-8570 盛岡市内丸10-1

若者女性協働推進室 女性活躍支援担当宛

#### 6 応募締切

令和5年7月27日（木）〔必着〕

#### 7 選定

県において応募用紙に記載された内容及び必要に応じて行うヒアリングの内容により審査のうえ選定し、選定結果を令和5年8月17日（木）までに通知する。

#### 8 問い合わせ先

岩手県環境生活部若者女性協働推進室 女性活躍支援担当

TEL 019-629-5348

E-mail AC0006@pref.iwate.jp